

第4期 第4回 横浜市税制調査会

平成30年6月20日(水)

午後2時から午後4時まで

市庁舎5階 関係機関執務室

<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今より、第4期第4回横浜市税制調査会を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、足元の悪い中、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、早速、本日の会議の開会にあたりまして、定足数のご報告をさせていただきます。横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、今来ていただいた先生、3名なんです、委員1名が遅れて出席いただけるということでございまして、欠席の先生方は3名となっております、委員の方、先生方4名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、会議の公開につきましても、前回同様でございますが、前々回でございますけれども、この間につきましては非公開と決定させていただいておりますので、今回も非公開とさせていただきます。それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと存じます。座長よろしく申し上げます。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。お忙しいところ、先週に引き続いてお集まりいただきましてありがとうございます。風邪をひきまして、声が変わっていますが、お許してください。少し熱っぽいですが、何とか頑張りたいと思います。</p> <p>本日の議事についてご覧ください。2枚目に、一枚紙にありますけれども、議題1個だけになっております。前回は、3つご用意をさせていただいて、今までの検証部分と、今後の予定についてということと、3つ目で森林環境税についてということについて分けていました。今回は一本で、私も事前に何も拝見させていただいていないのでよく分かってないのですが、まずは、これからの緑の今後の予定について、前回、それほど厳しくない口調で申し上げたところを、追加でご説明いただけるということによろしいでしょうか。</p> <p>前回いらっしゃらなかった委員も居ますので、ご説明いたしますと、これからの緑の取組の原案というのがあって、これがあんまりにも誰かを説得するような構成と文章になっていないので、何が変わってどうしてその変化が必要なのか、あるいは変わらないのであれば、なぜ変わらなくて継続する必要があるのか、というところを誰にも分かるように説明してください、とご注文申し上げたところであります。</p> <p>それでは、お願いいたします。</p>
<p>みどり政策調整 担 当 課 長</p>	<p>それでは、説明させていただきます。今、先生からありましたように、前回の第3回税制調査会におきましてご意見をいただきました点について、資料をご用意いたしましたので、ご説明いたします。ご説明の内容は2点でございます。1つ目は、これからの緑の取組の各事業に取り組む理由・必要性と申しますか、そういったことをご議論いただきましたのでそちらについて、2つ目につきましては、横浜市内の水田の状況ですとか、他の計画、特に景観計画というのが前回お話に出ておりましたが、他計画との整合についてということで、2点用意させていただいております。</p> <p>まず、1点目ですけれども、これからの緑の取組の各事業に取り組む理由、必然性についてのご説明ということで、お配りしました別紙8ということで、原案の冊子のまず4頁をご覧ください。各事業のそれぞれの説明に入ります前に、あらためて、緑がもつ多様な</p>

	<p>役割と機能、取組全体の方向性や方針についてご説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>4頁では、緑がもつ多様な役割と機能について示してありまして、上段には緑とともにある市民の暮らしとして、横浜市の緑の状況を記載してあります。下段につきましては、暮らしを支え、豊かにする緑の存在として、緑がもつ機能などを記載してあります。</p> <p>おめくりいただき、5頁をご覧ください。5頁では、緑の多様な機能を示してありまして、緑には、左上から環境保全機能、右に行って生物多様性保全機能、貯留・かん養機能、防災・減災機能、環境教育・コミュニティ機能、レクリエーション機能、景観形成機能、街の魅力向上・賑わい創出機能などがあります。</p> <p>続いて6頁から7頁では、これからの緑の取組の方向性を示していますので、6頁をご覧ください。6頁では、方向性の1つ目として、これまでの横浜みどりアップ計画の基本的な枠組みや主な取組を継承としてありまして、これまで取り組んできた横浜みどりアップ計画は、緑地保全制度による樹林地の保全や、地域での緑の創出が進むなどの成果があがっています。これらの成果を踏まえ、計画の理念や目標像、基本的な枠組みや主な取組を継承することとしています。下の囲み、上段には、柱1 樹林地の施策、左下には、柱2 農の施策、右下には、柱3 緑化の施策について記載してあります。</p> <p>資料をおめくりいただきまして、7頁をご覧ください。方向性の2つ目として、保全・創出した緑の適切な育成を推進としています。これまでの取組により、保全した樹林地や農地、創出した緑や花が増えています。緑のもつ多様な機能や役割を発揮できるよう、適切な育成を推進することとしています。下の囲みには、保全した樹林地や創出した緑の適切な育成について記載してあります。最後に方向性の3つ目として、市民が緑を実感でき、街の魅力を高める取組を強化としています。2017年の3月から6月にかけて、第33回全国都市緑化よこはまフェアを開催しました。緑や花が街の魅力や賑わいの創出に大きく貢献し、さらにフェア開催を通じて緑や花への関心が高まるなど、新たな横浜の魅力を生み出すことができました。この成果を生かして、市民が緑を実感でき、街の魅力を高める取組を強化することとしています。下の囲みには、緑化フェア来場者アンケートの回答結果などについて記載してあります。</p> <p>資料を1枚おめくりいただきまして、10頁をご覧ください。10頁では、ここまでご説明しましたこれからの緑の取組の方向性を踏まえ、取組の方針を示してありまして、取組の理念は、みんなで育むみどり豊かな美しい街横浜としています。5か年の目標は、1 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します、2 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高め、3 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現しますとしています。以上が取組全体の方向性や方針になります。</p>
座長	<p>お願いしていたことが、分かってらっしゃらないようなので直接言います。前回、大人なので婉曲に言いすぎちゃったのかもしれないのですが、何を我々が課題にされているかお分かりですか。次回どうするかということです。そうなると、次回は、今とどう違ってということをもっと示していただかないと、何が変わるのか・変わらないのかが分かりません。その上で、さっきも言ったように、変わるのであればなぜ変わるのか、変わらないのであればなぜ変わらなくて続けてやらなければいけないのか、ということだけ、話していただければいいです。今、お話いただいたこと全部もうすでに我々2回も3回も聞いていますので、今、何をやっていらっしゃるのか、わかりません。基本的にこの文章もそうですが、市会にしる市民にしる、あるいは税制調査会にしる、我々を説得していただかないと、皆様方がやりたいことがそのまま通るとするのはまずあり得ない話です。となれば、皆様に求められているのは何かということ、人を説得して納得させて心を動かすことです。そのための材料を今、お聞きしていますが、全然こちらに入っていないです。だか</p>

	<p>ら、パンフレットの説明だけされても、疑問しか残らないです。疑問が残ったら絶対に説得はされません。ですから、端的に言えば、さっき言ったように、何が違って何が変わらなくて、変わらないのがなぜで、変わるのであればなぜ変わるのか、ということだけ話していただければそれで十分です。</p> <p>前回の資料の別紙7ですが、前回も言おうと思って我慢したというか、大人なので流しましたが、入り方からすると、市民募集のアンケートを一番目に持ってきていて、その次に特徴を挙げています。私が端的に教えてください、と言ったところが、どこから出てくるのか全然分かりません。私が言っていることは、お分かりになりますでしょうか。何が違って、今までの5年間と同じことをこれからやろうとしているのか、やろうとしていないのかもよく分かりません。我々だけじゃなくて、市民の方も市会も見ると、この資料を。たぶん私と同じ、普通の感覚であれば、私が異常とは思わないので、普通の方が見れば、「何をやろうとしているんだろう」と思います。全部、説明がパンフレットみたいになっています。そういうのをまとめた資料はないのでしょうか。何か、対比表でもいいですし、今までの5年間とこれからの5年間と何が違って何が同じであるかを説明した資料はありますか。</p>
みどり政策調整 担 当 課 長	<p>本日、お配りした、資料4というA3縦の資料になります。この資料につきましては、原案の中で本日最後のお話としてみどり税充当を今後どこにするかというところの案としてお示しするものですが、この資料としましては、一番分かりやすいのが、列でいうと右から4列目のところで、現行計画との比較ということを書いてございます。こちらの方が継続というところもしくは新規もしくは一部変更となつてございますので、ここにつきましては継続というものと、ざっと見ていただいて、例えば柱の1ですと継続と書いてあるものが多いというところがあります。大きな考え方としては、これまでの成果も出ているので、基本的な緑の総量の確保といった大きな枠組みは変えないし、やっていくんですけども、変えるところについては、この表でいうと一部変更ですとか新規として入れているところが変わったところになります。</p>
みどりアップ 推 進 部 長	<p>今ご説明した縦長の資料は、個別の、現行の28の事業の中で、細かく継続・新規等を出しておりますけれども、総論的なお話ですと、こちらの別紙7の「これからの緑の取組の特徴」の中で記載されています。</p>
座 長	<p>まずは、前回も同じことをお聞きしたのですが、何か変わるのですか、変わらないのですか。</p>
みどりアップ 推 進 部 長	<p>変更点は、別紙7の「これからの緑の取組の特徴」のところにまとめております。</p>
座 長	<p>これは、変わることなのですか。</p>
みどりアップ 推 進 部 長	<p>変更を加えた所は、別紙7の「これからの緑の取組の特徴」のところにまとめております。</p>
座 長	<p>いや、よく分かりません。これ、市会の先生方にこれ納得されるのか分からないのですけれど、基本的には、継続なのではないでしょうか。</p>
政策調整部長	<p>みどりアップ計画自体の柱3本立てて取り組んでいくことについては、基本的には全部継続です。</p>
座 長	<p>ですから、その言葉がないと、まず何がベースになっているかがまったく分かりません。一所懸命ご説明されているのは分かりますが、お役所の方に一番足りないところかもしれないのですが、説明しよう、理解してもらおうとする意識が我々とずれているような気がしています。疑問だらけで細かいところ入られちゃうと、余計に森が見えなくなると同時に、まずはその一言（みどりアップ計画は、基本的には全部継続である）がいただき</p>

	<p>たかったです。基本的は継続です。ただし少し変わります、私が言っちゃっていいのかわからないですが、時間がありません。そういうことがまず書いてないと、何なのかわからないです。</p>
政策調整部長	<p>基本的には継続です。柱1については、指定のこれまでの今の計画では毎年100haの指定、面積が減るといふのがあるということ。</p>
座長	<p>そこはお聞きしています。減りますということは。</p>
政策調整部長	<p>あと、維持管理の助成を少し充実させていくということが、そのまま継続であるということです。柱2の農の関係については、基本的には変えずに継続です。柱3の部分については、基本的には継続ですが、都市緑化フェアの事業を継承する取組については、一般会計で負担をしていて、みどり税も充当していない事業ですけれども、それについてはそのままの状態のみどりアップ計画に入れて、進行管理を一緒にしていこうという形で組み立てています。</p>
座長	<p>いま仰っていただいたのが、前回、ちょうど2番目の柱、田んぼの維持のところ、ちょうど維持だということで、維持の理由をこと細かに要求したんですが、そういうものの資料を作っておいていただかないと、我々も口頭だけお聞きするだけでは、やはり足りませんし、これはもう老婆心ながらですが、市会に持って行ったときに、やはり同じようなこと当然聞かれますので、そのためにご準備ください、というお願いを前回していたわけです。</p>
政策調整部長	<p>農のお話はこのあと、資料を用意してございますので、説明をさせていただきたいと思っております。</p>
座長	<p>特に1番目の柱については、もう二度ほど、委員聞いていますので、減少するということの理由も含めて、そこは十分理解はしています。</p>
みどり政策調整担当課長	<p>柱2の前回ご議論のあった、田んぼ、田園の関係のお話をさせていただきます。</p> <p>資料1-1と書いてある資料をめぐっていただきますと、A4横で資料2-1ということで、グラフが入っている資料がございます。水田の保全について、前回課題がございましたのでご説明をしたいと思っております。この資料2-1につきましては、前回、委員からお話があったかと思いますが、横浜市内の水田の作付面積と、みどりアップ計画において保全承認した面積の推移を示したグラフになります。前回の委員会でもありましたので、計画の開始時の平成21年度では作付面積の半分強ぐらい、現計画をご議論をさせていただいた平成24年度では約4分の3、直近の平成29年度になりますけれども、ここでは約9割の水田の保全を承認しているということで、成果があがっているという状況になってございます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、資料2-2航空写真になっております。前回、水田に適する場所、適しない場所といったご議論もありましたので、こちらについては航空写真で、市内に残る水田の状況をお示ししている一例になります。こちらは、青葉区の〇〇町から緑区〇〇町というところにかけて、〇〇川という川がこの写真でいうと左から右に流れておりますけれども、この川沿いに残る水田の様子を示しております。水田として耕作することに適した川沿いの平坦な土地に水田がまとまって位置している状況が見てとれかと思っております。図でいうと、左上になります〇〇駅という駅の西側のエリアを少し拡大したものを示しておりますけれども、元々水田であったところが畑に転換している様子が、ちょっと写真ですと木みたいなものが生えていたり、うねができていたりとかっていうのが畑に転換されているところということで、水田から畑に転換しているというような様子がこれでご覧いただけるかと思っております。前回の税制調査会でも議論に上がりましたが、水田は畑と比べて収益性がかなり低いことなどから、水田として耕作することに</p>

適した土地であっても、水田として維持することは難しいという状況にあります。

続いて、もう一枚おめくりいただきまして資料2-3の航空写真をご覧ください。こちらは、市内に残る代表的な谷戸景観、横浜ですと谷戸という言い方をしていますが、森と森に挟まれた谷地の地形ですが、こちらは青葉区の〇〇町という場所の航空写真になります。一例にはなりますが今お示したように、市内に残る水田は、主に川沿いの水田や谷戸の間にある田んぼということになっておりまして、市内には農地については約3,000haございますけれども、水田は130ha余りとなっております、限られた貴重な資源ということで、積極的に保全をしたいと考えておるところです。

続きまして、A4版の横向きの資料2-4をご覧ください。前回、主に景観計画の中に水田を景観として保全することの表現がないのではないかと、というようなご指摘だったかと思えます。これは横浜市の基本的な計画の体系を示した図となっております。図の中央に示しております横浜市都市計画マスタープランは、図の上側に示している長期ビジョンと呼んでいますが、これは地方自治法に基づく横浜市基本構想というのですが、それに即する、都市計画の長期的な基本方針というものが都市計画マスタープランになります。図の右側に、横浜市基本構想を深度化したものとして分野別計画を示しておりまして、その中に、横浜みどりアップ計画の上位計画である横浜市水と緑の基本計画ですとか横浜市景観ビジョンという計画がございます。この分野別の計画は、横浜市都市計画マスタープランと整合すると、両矢印になっておりますが、整合するものとして策定をしているものです。ご指摘のあった横浜市景観計画は、図の下の方になりますけれども、景観法に基づきまして建物ですとかの形態意匠ですとか高さですとか、そういった定量的な内容について基本的な基準を示すものであるということ、特に水田の保全についての記載というのはないですけれども、その方向性を示すのがその上にあります横浜市景観ビジョンというものがあります。こちらでは、市内各地域の特性を生かした魅力ある景観形成を推進するために、市民の目線からの具体的な目標像というのを定めています。

資料2-5をご覧ください。こちらは先ほどご説明した、横浜市都市計画マスタープランの抜粋になりまして、水田の位置付けを赤線で示しております。農地が持つ、遊水機能、水源かん養機能、ヒートアイランド緩和機能などの多面的機能を評価し、景観の保全や、農地の有効利用等を図ります。また、減少する水田を保全するため、支援を行うと示されております。下段の部分ですが、横浜みどりアップ計画の上位計画である横浜市水と緑の基本計画における水田を含む農地の位置付けを赤線で示しております。里山景観を次世代に引き継いでいくためにも、樹林地や農地などの一体的な保全・活用を図りますとしております。

もう1枚おめくりいただきまして資料2-6をご覧ください。こちらは横浜市景観計画の方向性を示すものである横浜市景観ビジョンの素案(案)を抜粋した資料になります。現在、改訂中というところでありまして、現時点での案です。横浜市景観ビジョンにおきましても、赤線で示しておりますように、一番左ですけれども、水田や樹林地、古民家などを一体的に保全し、多様な環境でつくられる里山の景観を守ります。その右側ですが、水田や樹林地が一体となり、農村の歴史的景観を守り続けているため、今後ともこの景観を維持保全し、さらに高めていくことをめざします。さらにその右側ですけれども、ひろがりや潤いを感じさせるまとまった水田や畑は、貴重な農景観として保全することを目指します、というふうに記載がされております。なお、現在の、景観ビジョンは平成18年に策定されておりますけれども、こちらについても同様に、水田を保全するというふうに計画に位置づけがされてございます。以上のように、関係の計画におきましても水田を保全するという位置づけになっていることをご報告させていただきます。この点につ

		きましては、以上でございます。
座	長	はい。今のご説明いただいたところについて、いかがでしょうか。最後の計画について、本日ご欠席の委員がご質問されていましたが、他にいかがでしょうか。
委	員	素朴な疑問ですが、農景観の減少を食い止めるために水田の保存の取組を進めますと書かれているのですが、景観のためだけでいいのでしょうか。食糧の調達という意味は、横浜市はまったく担わなくていいんですか、というのが素朴な疑問です。
政策調整部長		みどりアップ計画の中では、水田・畑を緑としてとらえて、景観保全を図っていくという一方で、横浜都市農業推進プランというのがございまして、それはまさに先生がお話された営農に関する支援、食糧の供給に関する計画を作ってございまして、そういう底辺の部分については農業推進プランのほうで、しっかりとやっていくというかたちで考えています。
委	員	分かりました。恐らくですけど、食糧供給のほうがたぶん重要で、根本的には重要だと思うので、これだけ読んでしまうと、そういう別のものがちゃんとあるというのが分かっている方がいいのですが、あんまりそこだけ強調しすぎるとそういう別のものが無いと誤解をしてしまいませんか。
政策調整部長		これからの緑の取組の原案の20頁を見ていただけますでしょうか。ここの概要のところにもまずリード文で、今、委員ご指摘のところがあったことですが、農畜産物の供給の場であるということに加えてということで、多様な機能があるという整理をしていて、中段の右側に横浜市の農業施策の全体像というなかで、横浜都市農業推進プラン、今、素案として作っている最中ですが、この中で、市民が身近に農を感じる場をつくる取組という、これからの緑の取組の部分と、持続できる都市農業を推進する取組、この2つの柱が1つのセットで横浜都市農業推進プランという形で今組み立てをしています。
委	員	先ほどの座長の話も同じだと思うのですが、パッと見てパッとわかるものがあるという話だと思うのですが、さっきこれでご説明いただいたときというのが、基本的には7頁ぐらいまでご説明いただいたとあっていて、残りはお話していたのですが、具体的な策です、というお話をいただいていたので、そこまで全部読んだら理解できると思うのですが、何を心配しているかというところから言っていますように、今日たまたま農景観の話をうちの委員の先生たちからご要望があったので、そこにフォーカスしてお作りいただいたことだというのは理解しますが、結果だけではないよね、と聞いていて思ってしまうので、他にもやっているというのはここにも書いてというのもわかるのですが、例えば、6頁のところにもうちちょっとそのあたりを補強しておいていただくとか、読み進めて最後の方になってからちゃんとしているのだというのがわかるよりは、始めのところでそのあたりはちゃんと押さえている上の、例えばさっきの継続です、と見せられた方が、早めに理解してもらえてかつ誤解も与えなくていいのかな、ということなのではないかなとは思っています。
みどりアップ推進部長		我々、「農」といってしまうと農業施策、生産振興も含むという風に理解されてしまうので。そこで景観、景観といっているとそれだけではないのでは、と。農業生産、農業支援ありきではない、というところが非常にわかりにくいということでしょうか。
委	員	そうです。横浜市の中で部署がそれぞれ違うし、役割分担も違いますというのはもちろん市民だって皆わかっていると思うのですが、でも、手に取るものがひとつしかないとする、全部を読むということは皆さんなかなかしないから、わりと全体も押さえつつ、早めに皆さんのなさりたいことを出していただいた方が、話が早いというか、より理解が進んで話ができるのではないかと私とかは期待したのですが。
座	長	この点はみどり税を導入した頃から一番敏感に考えなければならぬところで、農業支

	<p>援になってはいけないということは大前提で我々やってきましたので、このあたりが我々自身で縦割りの機能になっていますので、難しいところなのです、非常に。景観と農業支援と土地保全と、というのがどこでどう切り分けていいのかわからないのですが、切り分けざるを得ないというところで、ここ悩むところなのでどのくらい書くのがいいのかわかりませんが、これもやはり出す方向によっては変わるのだろうと思います。緑の取組ということであれば、緑で景観の部分にフォーカスしていかざるを得ないので、他の観点については別の資料でみたいに促してもいいぐらいだと私は思いますけど。逆にあまり書いてしまうよりは。余計にわかりにくくなってしまいます。</p>
委員	<p>今日私がそうってしまったのは、景観についての説明が多かったからというものもあると思うので、それならあまり語らない方が良いでしょうと思います。</p>
座長	<p>個々が大きな問題になっていて、私自身疑問が解けていませんが、水田保全、保全するのは水田です。前回、水田というのは、農地、畑に転換されやすいので、それを防ぐために、水田にとどめておくために、というロジックでご説明をいただきました。水田から宅地になるわけではなく、水田から畑になるのが問題である、ということのロジックになっているそうです。前回それをお聞きした上で、本当にそうであるとするとすぐ後ろの項目にある市民農園との関係はどうなっているのでしょうか。矛盾がなければ良いと思います。こっちは畑ですね、ここの関係をきちんと整理しておかないと少し混乱するかなと思います。</p> <p>そもそも前回お聞きをしましたが、水田を守るロジックが最初からどう書いてあったのか、よく覚えていませんが、良く議論をして文章を修正した記憶があります。そのところをそのところをもう一度出さないと、水田保全については変わりませんという言葉をいただいた上で、なぜならば、10年前からこういう考え方で、やってきていて、近郊農業が以前より良くなってきているとは言うものの以前と同じように支援が必要なもので、と書いていないと混乱すると思います。</p>
政策調整部長	<p>元々みどりに着目をした部分でのみどりアップ計画として議論してきておりますので、座長がおっしゃったように推測ですけれども、景観を保全するという所で、整理をしてきていると思います。営農の部分は完全にそぎ落とされています。</p>
農政担当部長	<p>農景観と一言で言っていますが、横浜の原風景と言われているのは谷戸景観だったり、川沿いの水田景観だったり、そこがスタートになっていて、景観ビジョンも横浜の原風景を表すのは、保全奨励金を出して保全できているところが一つです。もう一つ、先ほど座長がおっしゃったように市民農園との関係で言うと、調整区域だったり市街化区域だったり、農地の畑の部分で市民が直接農にふれあう、そうして市民の生活が豊かになるという所で、それを実感できるものを進めていこうということで、農業というよりは市民の皆さまが畑を体験して、耕作をすることを体験して、その豊かさを食の教育として知っていくということがみどりアップの中で使い分けています。</p>
座長	<p>今、お聞きをされていて、言葉遣いに気を付けていただきたいのですが、あくまで緑なので、緑を強調していただかないとみどり税の用途とすると違うと言わざるを得なくなります。食教育と言われてしまうと、それは違う所でやるべきである、ということになります。市民がふれあうのはあくまで緑にさせていただきたいです。農業とふれあって何かをするよりは、土と緑とふれあうことによって、緑の重要性を再認識していただいて、緑の保全に機運を高めていただくという説明をしていただかないと困ってしまいます。読んだ人がストンと納得するような文章にさせていただかないといけません。私は疑問に思ってしまう。水田保全と言いながら、水田を保全する理由が書かれていない。景観だ、景観だという所から入ってしまいます。前回お話をいただいたように水田を保全することは緑を</p>

	<p>守るうえで非常に大切なものであり、水田の風景でみどりを感じられることは、横浜の伝統であるということがあった上で、水田保全が原則です。それにプラスして市民農園もあって、これは、農業ということではなく、あくまで緑の保全に向けて市民がみどりとふれあう機会を増やすためですという説明をしていただかないと全体の整合性が取れないです。こういう話が無いので、何をやっているのか、と言ってしまったこととお許しください。</p>
委員	<p>私がお伺いしているなかで気になっているのは、6頁の農にふれあう場づくりを進めますとのこと、皆さんのお話ですとこの上の二行、「景観の水田の保全を食い止めます」という話がされていて、下は市民の皆さんがやりたい畑の話になっていています。ここに整合性が取れてないというか、上の二行が例えば無ければ、「横浜の貴重な農景観のある水田の減少を食い止める…」という文言が無ければ、タイトルの農にふれあう場づくりを進めます、と整合性が取れると思います。かえって目立つ気がします。農景観という文言がかえって目立ちます。</p>
座長	<p>皆さんは真面目なので色んなことを盛り込みたいのだと思います。人を説得する文章は、読まなくてもわかる文章にしてほしいです。</p>
政策調整部長	<p>基本的には農景観でとらえています。緑ということです。水田も畑も横浜の場合は緑としてとらえていますので、市民に身近な緑としての農体系の考え方から整理はさせていただいております。</p>
委員	<p>農景観の方を前面に出すならば、黒丸のタイトルの部分もそのような言葉にさせていただいた方が良いでしょう。</p>
座長	<p>一言二言追加するだけで印象は変わると思います。</p>
委員	<p>これだとふれあいという話になってしまいます。</p>
座長	<p>先ほど口頭で申し上げたようなものも含めて緑の保全のためです、と理解できるようにしていただかないと報告書が書けません。提出していただいた資料は皆さんが作成した物なので、我々が異論をはさむ余地も立場ありませんが、来月の意見書作成に向けて、これからの緑の取組について書かないといけませんので、そこでは私が今申し上げたようなことを書かないといけませんので、我々も納得をしてやりましょうとはなりにくいです。この資料は、いろんな観点が入っていますので、我々からすると違和感があるし、税制調査会の資料からすると使いにくいと申し上げます。大事なものは我々の方で書く報告書の原案ですので、そちらの方で気を付けていただければと思います。</p>
委員	<p>おっしゃる通りだと思います。色んなことがたくさん出てきて少し混乱をしています。畑と水田の関係で一つ確認をさせていただきたいのですが、今市民農園で使っている畑について、元々水田だったところはありますか。</p>
農政担当部長	<p>ありません。水田は水田で子供たちが体験する形であります。</p>
座長	<p>それであれば論理は成り立ちます。</p>
委員	<p>水田から畑にして、市民農園をやっている土地があります、と言われてしまうと論理がおかしくなってしまいます。</p>
座長	<p>それでは、第2の柱の農、水田部分については、我々は納得をして基本的には変更はありませんという内容でした。 続けて、第3の柱についてご説明をお願いいたします。</p>
みどり政策調整担当課長	<p>それでは資料1-1の3枚目をお開きください。先ほどからご指摘のとおり、柱1、柱2は基本的に現行計画を継承していますが、柱3につきましては、赤文字の所が変更点となっております。 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指すためには、市街地で緑を創出する取組も</p>

	<p>必要だということで、緑の総量を維持するために継続をしていくことが必要です。次に実感ということで、都市の緑は、市民に潤いや安らぎをもたらすほか、景観形成や賑わい創出、生き物の生息場所などの重要な役割を果たし、都市の魅力を高める。そうした緑があふれる都市で暮らす豊かさを、市民が「実感」できるような取組が求められていて、今後も継続的に必要になってきます。3点目の変更点で、街路樹は市民が目にする機会が多い身近な緑だが、市内の桜並木などでは、老木化などにより倒木の恐れがあるケースが増加しております。その他の変更点としましては、昨年行われた全国都市緑化よこはまフェアの来場者アンケート調査において、約93%の人が花や緑への関心が高まったと回答を得ています。</p> <p>そのようなことを受け、方向性として、変わらないものは、多くの市民の目にふれる場所や子どもを育む空間、多くの市民が訪れる場所など、効果的な場所で緑を創出することについては、継続して取り組んでいきます。変更点としましては、特に、これまで都心臨海部で実施してきた、多くの市民が訪れる場所での緑や花による空間づくりを、主要な駅前や大規模な都市公園、里山ガーデンなど、フェアの郊外部の会場でも展開することをガーデンシティ事業として、みどりアップ計画外で一般会計で行っているものを「これからの緑の取組」内で一緒に行っていくのが変更点になっています。</p> <p>さらにその下の部分になりますが、市民や企業と連携した部分になりますが、これも当然継続的に必要になってくる部分になりますが、2つ目のこれまで多くの市民や企業の協力で展開された各区での取組、18区で行っていますが、そのような取組は、緑化への市民参画に資する取組であり、さらに推進していくことが求められています。それに対応しまして、緑のまちづくりに協働で取り組むことは引き続き行った上で、地域に根差した緑や花の楽しみづくりを推進すること、これも現在ガーデンシティ事業で取り組んでおりますが、それを「これからの緑の取組」の中で一括して取り組んでいきたいと考えてございます。</p> <p>赤字で右側に記載しておりますが、今申し上げましたガーデンシティ事業は、30年度からみどりアップ計画の特別会計ではない一般会計で実施している既存の事業になりますので、趣旨としてあっている「これからの緑の取組」に取り込んで実施をしていきたい、ということで考えております。</p>
座長	規模感を教えていただけますでしょうか。資料4で、他と合わせて7億円となっております。新規分だけで言うとどれくらいの規模になるのでしょうか。
政策課担当課長	ガーデンシティ事業だけですと14億円です。
座長	みどりアップ事業総額でしょうか。
政策課担当課長	事業の5か年総額です。現在、みどりアップ計画外にあるものを5か年で14億円と見込んでいます。今度、「これからの緑の取組」内に入れるのが14億円です。
座長	年間ですと3億円にならない程度です。金額的に大きな比率ではないとはいえ、慎重に審査をしないといけないのが我々の課題になってくる部分です。我々、この部分を今日だけでなくご議論をしないとイケませんから、どのように決定をするのか、先生方にご意見をいただければと思います。
委員	<p>花の所ですが、前に市民推進会議のメンバーである委員から市民推進会議では花に充当するのは否定的であるとおっしゃっていました。別の所でやっている花が目立っているのではないか、というお話だったのですが、否定的なご意見に対して、そうではないという反論はどういう形で言えるのでしょうか。</p> <p>取組の柱3の赤字のところ、街路樹は伐採するケースが増加していると書いてありますが、これは、伐採するケースが増加している、街路樹を別の形で積極的に保全しな</p>

	ければいけないという文脈で入れていらっしゃるのか、を確認させていただきたいです。
委員	その方からあった批判というのは、どういうものなのでしょうか。
政策調整部長	4か年の評価・検証という市民推進会議が作成しているものがございます。前回の資料でもお付けさせていただいております。前回資料の別紙6になります。これの36頁をご覧くださいませでしょうか。市民推進会議の委員は、大学の先生から一般の市民の方まで多様な方に委員になっていただいております。36頁の一番下に部会長のコメントで緑を作るというコメントがございまして、ここでは最終的な評価としては、ここに書いていただいているような評価をしていただいていると認識をしております。
みどり政策調整担当課長	市民推進会議の委員の中で「イベントなどで一時的に花を飾ることを過剰にやりすぎるのはいかがか」という批判的なご意見をお持ちの方がいらっしゃるの把握しております。
みどりアップ推進課担当課長	表面的なものよりも樹林地の保全のように根本的なものに充てた方がいいという趣旨です。
座長	それと今やろうとしていることは関連していますか。
政策調整部長	税を充当するか否かという観点からすると、みどり税は充当しない事業という形で今、整理しています。ガーデンシティ事業と書かせていただいておりますが、基本的には一般会計からそのまま持ってきて、一体的に進行管理をしていこうということです。事業費は増えましたが、みどり税の割合自体は前回の計画とほとんど変わっていません。
委員	事業費が増えて、割合が変わらないとはどういうことですか。
みどり政策調整担当課長	一般財源で実施するということです。
委員	計画の中には入りますが、お金は一般会計から出すので、みどり税充当事業の割合としては変わらないということではないでしょうか。
委員	相対的な割合としては変わるということですね。一般会計から引っ張っているのだから、財源的にはみどり税とは関係ないということですね。
座長	なぜ入れないのですか。
政策調整部長	先ほどご意見もありましたが、花に特化した部分もありますので。そのあたりは税制調査会でもご議論いただければ。
委員	ガーデンシティ事業の政策的な最終目的は何ですか。
政策調整部長	賑わいとかなですね。
委員	賑わいと、緑や花の楽しみづくりですね。
みどり政策調整担当課長	実感をしていただくという。
みどりアップ推進担当理事	あとは公園愛護会などの市民活動で、自主的に花壇を作ってもらうこと等をきっかけに市民の方に実感を持っていただきたいです。
座長	市民農園より、よほど緑の保全に役に立っているような気もしますが、花は枯れてしまうので、難しいところですね。
委員	そこで成長させたものはなく、花屋さんで買って来たものを植えただけというところが問題なのではでしょうか。
座長	一般会計からの充当ということであれば、我々は特に触れなくてよろしいですか。
委員	緑の施策の中ではガーデンシティ事業も一体として運用することになったけれども、目的が違うので、みどり税の充当は当面見合わせという言及をするのはどうですか。
座長	それを書いてしまうと、今後ずっと影響が出てきてしまうので、それでいいのかとい

		うのが心配です。
委 員		充当したいのであれば、充当したい理由がありますと書けばいいわけですが。目的が変わることはあるかもしれないです。実際にはガーデンシティ事業とほとんど同じことやっていたとしても、市としての政策上の位置づけが変わることはあるわけですから。
座 長		将来的にということですか。
委 員		はい。
委 員		ガーデンシティ事業はみどり税を充当してもいいのかと思っています。考え方が変わりみどり税を充当しなくなった時に、今回の計画の中にガーデンシティ事業が入っていて、一般会計から充当していることが書いてあれば、今後みどり税を充当しづらくなるのではないですか。
座 長		充当事業に入れにくくなるということですよ。
委 員		書いてないから入れていないという解釈はできないですか。
委 員		みどり税の報告書の中では言及しないということですか。それはありですね。
委 員		いえ、そもそもこの計画自体に入れないということです。
委 員		こちらはみどりアップ計画なので、財源の話は関係ないものです。
委 員		では、この一文は計画の中にも入らないということですか。
政策調整部長		今は入っていませんが、最終的に、財源構成が入ったみどりアップ計画という形で、充当するかしないかという仕分けをします。
委 員		みどり税の報告書の時には、その件には言及しなくても報告書は成り立つはずですが。
委 員		みどりアップ計画の資料だから、将来的に充当することとなったときでも、枷にならないということですね。
委 員		充当する必要が出たときに、初めて議論をすればいいと思います。
政策調整部長		みどり税で土地を買って山手に公園を造った例がありますが、現に、この公有地化の件を税制調査会でご議論頂き、今の計画では、公有地化して緑を増やすという取組みを付加しています。施策として新たに変えていくという対応は可能かと思っています。
委 員		世の中は動いているわけですから。
座 長		もう一ついうと、3頁目のところで、事業の①、③、④は充当事業であり、充当事業ではない事業の②がどう違うのかというのが全く分からないというのが正直なところと、そもそもなぜ第3の柱が入るのかというと、都市に住む人々にもみどり税を認識していただくことを最大の目的として入っていたので、そこから考えると、ガーデンシティ事業はまさにそうではないのかと思ってしまうわけです。なので、ここを切り分けるのが論理的に非常に難しいと思います。
政策調整部長		最終的にはみどり税の柱ごとの充当する割合が一番重要なかなと思っています。緑の減少に歯止めをかけて樹林地を保全するということに、半分以上のみどり税が充てられるべきではないのかなと思います。それに加えて、農景観や身近な緑化がありますが、現在が一番ギリギリの割合かなと思っています。こ本体の樹林地の割合を減らしていくのはどうなのかということについて、今の段階では議論があるのかなと認識しています。
座 長		今のお言葉でよく分かりました。それであれば、今回は充当事業ではないということで、あまり言及しないこととし、将来必要があれば変えていくこととしましょう。
税 制 課 企 画 係 長		取組の柱3のところ、3頁目の充当・非充当のところですが、施策1の①の(2)街路樹の再生について、拡充してみどり税充当になっているので、その部分を改めてご説明をお願いします。委員から質問のあった、街路樹について、まだ答えが返ってきていないように思います。

みどり政策調整 担 当 課 長	植栽してから年月が経ち老木化している木が目立つようになってきており、安全上倒れる前に伐採をするケースが増えているということが課題にあります。地域に親しまれているところや抜けているところが増えている場所については、もう一度地域の名所として再生して、皆さんに緑を実感していただくという所では、街路樹は重要なので、そこを再生していくことに取り組んでいきたいというのが課題に対する対応で、新規に考えているところでは、
委 員	そういう意味で新規ということですね。
政策調整部長	取組の柱3①(2)ですが、二つ目の●「街路樹の良好な維持管理」については、現計画でみどり税を充当しています。従来、街路樹の管理については土木事務所の予算で管理をしていますが、市民の方が身近に親しめるような重要な路線については、さらに剪定の頻度を上げて、緑の質を高めることをして、その部分にだけみどり税を充当しています。それに加えて、一つ目の●「街路樹の再生」には、「並木の再生・10路線」と「空き木の補植」の2つがあります。並木の再生については、緑が切られているので、それを新たに植えて緑を増やす取組みについて、③とし、取組の種別としては、維持管理の充実によるみどりの質の向上というカテゴリで整理をしようとしていて、一方で空き木の補植については、⑤ということで、みどり税を充当しない形で整理をしています。
みどり政策調整 担 当 課 長	通常の空き木の補植については、道路の管理の範囲内ということとしていますが、大規模な再整備については緑化の向上になるのかなと思います。
座 長	金額のボリュームはどのくらいですか。全て充当にした方が分かりやすく、区別を説明しなければ分からないのはどうなのかと思います。通常の道路管理ですといわれてしまうと、疑問に感じます。
みどり政策調整 担 当 課 長	内訳でいいますと、全体が7.4億のうち、補植をするところが2.4億で、再生を行うところは5億です。
座 長	結構いきますね。
委 員	それは何年間ですか。
みどり政策調整 担 当 課 長	5年間です。
座 長	これを区別する理屈の方が難しく、街路樹の維持はみどり税でやりますが、植え替えはやりませんというのは、説明が大変です。
みどり政策調整 担 当 課 長	最初のみどり税の議論の時にもありましたが、量が増えたり質が上がったりする部分についてのみ充てるということがあったので、それと同じロジックで考えています。
座 長	一般財源とのやりくりとの際の問題になるので、慎重にご検討いただければと思います。
政策調整部長	精査します。
座 長	先ほどの環境創造局からの発言で、最初のポリシーを守ろうとしていることがよく分かったので、安心しています。一方で、変化も出していくべきだとも思います。我々としても積極的に検討をしていきたいと思います。次期みどりアップ計画の中身については、以上でよろしいですか では次に、森林環境譲与税について、市役所の中で用途についての考えがまとまりつつあるようなので、それを聞きたいと思います。
みどり政策調整 担 当 課 長	資料3と書いたA4タテの資料をご覧ください。横浜市における林業経営の実態について説明します。横浜市では、横浜市森林整備計画という、今年の4月1日からの10年計画を策定しています。この計画は、森林法に基づいて、対象となる民有林が所在する市町村が策定を義務付けられている法定の計画です。地域の森林や林業の特徴を踏まえ、森林整

	<p>備の基本的な考え方を定めるものです。その抜粋がこの資料です。この計画において、本市の目指すべき森林資源の姿ということで、里山林の整備や環境教育・憩いの場づくり等の推進により、市民が身近な森林に触れることが出来る機会を創出し、森林に対する理解と意識啓発利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出に努める、としています。林業の木材の生産という位置づけではなく、横浜市においては、レクリエーションのようなものを中心とした森林支援の姿を目指しているというのが計画の位置付けです。資料にはありませんが、市内の森林においては、森林経営を行う際の届出を行う制度がありますが、個人・法人からの届出がないということから、林業経営の実態がないというのが、横浜市の森林における状況になります。前回ご説明をしました、森林経営管理法という新たな法律ですが、今申し上げた趣旨から、本市では森林経営管理法に基づく森林整備については進める予定はないところです。</p>
座長	<p>ありがとうございます。続いて財政局からの説明をお願いします。</p>
税制課長	<p>A4ヨコの事務局資料1として、森林吸収源対策税制に関する検討会の報告書の概要と、報告書そのものを用意しています。こちらについてご説明します。</p>
税制課企画係長	<p>29年度4月から11月まで、地方財政審議会の中で組織された検討会です。これが国の検討経過の答えになるかと思しますので、改めてご確認いただきたく思います。報告書本体の8頁をご覧ください。2の森林を取り巻く状況と森林環境税（仮称）の必要性というところに森林の効用が書いてありますが、一番下の3行をご覧ください。「しかしながら、近年、手入れが行き届いていない森林の存在が顕在化している。輸入材との競合等により木材価格が長期的に低迷し、林業の採算性が低下したため、森林所有者の経営意欲が低下している傾向が明らかになっている。森林に関心のない所有者は、相続をしても登記をしないことなどから、誰が所有しているのか、どこが境界なのか、わからない森林が増えていく。また、山村地域では、人口減少が進み、不在村の所有者も増加し、森林整備等を行う担い手不足も指摘されている。森林現場におけるこれらの問題は、山村地域における人口動態等を踏まえると、今後ますます状況が深刻化することが目に見えている。</p> <p>これまでの森林整備は、森林所有者による自発的な施業を国及び都道府県が補助することを基本として対応してきた。森林所有者に一定の負担を求めることを原則とし、当該負担部分については間伐材の販売収入等によって賄うことを想定していた。しかし、現下の森林現場の課題に鑑みると、現行の対応策では限界があることが明らかである。森林の有する公益的機能が引き続き適切に発揮されるためには、森林所有者による自発的な施業のみに委ねることはできず、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する必要性に迫られている。</p> <p>そこで、林野庁においては、市町村の役割を強化し、自然的条件から見て経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林において市町村が所有者からの委託を受けて間伐を行うこととする仕組み等を含む、新たな森林管理システムの構築に向けた検討を進めているところである。この新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が自らの事業として実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税（仮称）を創設する必要性が認められるものである。」という構成で説明がされています。林業のため、というのはこういうところから来ているものと思います。</p> <p>16頁の譲与基準の上の段落をご覧ください。使途に関しての記述ですが、「一方で、森林環境税（仮称）を広く都市部の住民からも負担を求めることに鑑みれば、都市部の住民からの理解を得るために、木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部にも存在する需要についても、森林環境譲与税（仮称）の使途の対象の一部に加えることも検</p>

	<p>討されるべきとの意見もあった。」とあります。</p> <p>これらを踏まえた上で、22頁をご覧ください。「森林環境譲与税（仮称）の用途の範囲及び都道府県への譲与については、検討会として一定の考え方を示したものの、先述のとおり、異なる意見も示された。これらについては、譲与基準や税収規模にも影響を与えるものであるため、政府・与党における検討に際しては、引き続き、関係者の意見にも留意しつつ、一層の整理が必要である。」と結論を出しており、最終的に、与党税制改正プロセスの中で、用途として木材利用促進や普及啓発が、譲与基準として人口割というものが設けられたものではないかということが、国の検討経過からうかがえることをご報告します。</p>
税制課長	<p>森林環境税、森林環境譲与税については平成31年度税制改正で制度化されるので、現行の段階で、譲与基準などについて税制改正大綱以上のものは示されていないわけですが、前回までの先生方のご指摘・ご議論を踏まえて、森林環境税の目的は横浜みどり税とは違うものだという中で、みどり税の充当との関係でいいますと、決定ではありませんが、市としてはみどり税充当事業には、森林環境譲与税の財源は充てないで、都市部に求められている用途に充てていく方向で、みどり税の財源充当施策を考える方向で検討中です。</p>
座長	<p>先生方にご意見をお伺いする前にまずは、事務局に確認をさせていただきます。今ご説明いただいたように目的が違うというロジックでしょうか。</p>
税制課長	<p>そうです。</p> <p>目的は違うが用途が一緒であるというのは、論理的に説明がしにくいのではないかと、思っています。</p>
座長	<p>このような考えでしょうか。</p> <p>国の譲与税の用途の決め方が広いので何でも入ってくる、森と言えど何にでも使えてしまいが、横浜市の場合は、混在させることは行政責任を曖昧にさせて不明確にするので、用途については厳格に分けたい。当然似たようなことをやっているわけだけれども、そこには譲与税は充当せず、それ以外の幅広すぎる国の決めた用途だから、都市向けの用途に充てていく。</p>
税制課長	<p>中期計画にも記載をしておりますが、市内の公共施設の老朽化に伴う建て替え需要が出てくる中で、木造化が難しいにしても、木質化という需要は今後かなりの規模で出てくると思っております。財源充当として、都市部に求められている木材利用に使っていくことは、むしろ有効的なのではないかという庁内の議論もございました。</p>
主税部長	<p>補足をさせていただきますと、本市の中でも正式決定をさせていただいたわけではございませんので、最終的には税制調査会のご意見や市民の代表である市会のご意見を聞きながら横浜みどり税の条例案をお示ししたいと思っております。これから皆様にお示しする財源充当の考え方では、譲与税は充てない形でお示しをさせていただきたいと考えております。</p>
座長	<p>心配するのは、市会から質問が出た時に我々が打ち出すロジックで乗り切れるかどうか、だけです。</p> <p>用途をみどり税でやっているものに充てれば、みどり税が減らせるのではないかと、というご質問が出た時に、どういう答えをだすのでしょうか。それと我々のロジックとどちらの説得力が上か、ということです。その部分だけが重要です。いま、お聞きしたことを前提として、以前、座長試案としてさせていただきました国税・森林環境税への問題点を書かせていただきます。用途については、当初の発想からすると、様々な意見を入れた結果、目的が曖昧になってきてしまって、何のための税金なのか分からなくなってしまいました。最後の最後に都市部向け配分がやたらと多くなってきて余計に何の税金が分から</p>

		なくなっています。それを批判しましょう。何の目的か分からなくなってきました。本当に森林なのか、という疑問を出した上で、今のお答えに続くのではないかというのが今の所の案ですが、皆様いかがでしょうか。
委員		私は、これを上手く使えばいいと思います。政治的に最後に出るのは、ぐちゃぐちゃです。かつ、国がやっていることだから、我々からすると触れないものです。一番ど真ん中になって良さそうなこれだけ（木材利用促進）を上手く使う、要するに営林維持のための公費投入です。我々都市部にできることは、きちんと材木を買ってあげることになると思います。一般財源で買えと言われても他を圧迫するだけなので、譲与税で来る部分で買わせていただきます、と閉じたパッケージにしていまえばいいのではないのでしょうか。 元々の検討会の一番ピュアな部分だけを国でやっている森林環境税の趣旨だと限定的に捉える。元々こうである、だからそこだけ使います、ということです。
委員		私もどちらかというところの意見です。木材を買って、木質化をした建物をどんどん作る。それだけに譲与税を使って、みどりアップ計画には触らせないというのが良いと思います。
座長		分かりやすいと言えわかりやすいです。
委員		他の市町村が何をやるかというのは、横浜市には関係がありません。
委員		そうすること、本当のコアな部分から外れません。他がどう使おうと関係がありません。 しかし、木材買いますは、このコアな部分なので、そこで使っている分には何も言われないと思います。
委員		木質化の話でも、この間は小学校とか中学校とか市立で面倒を見ている範囲という形で話をしましたが、補助金を使えば、介護付き老人ホームにも使えるのではないのでしょうか。ヘルパーさんは、やはり腰を痛めるケースが多いらしいです。事業者と話をする機会があったのですが、事業者が建てている木造の介護付き老人ホームでは、ヘルパーさんの事故が少ないらしいです。床がたわむことにより事故が防げるらしいです。今、鉄筋コンクリートで建てているけれども、防火さえきちんとできれば、耐震性能は高いので、木造の介護施設というのもありかもしれません。そうすると使途で使ってくれる所を介護事業者さんで補助金を入れますといったときにやってみようか、という所があると思います。事業者からすると償却期間が短いから鉄筋コンクリートよりペイしやすいです。他にも使い道があるなど、考えていると出てきます。そういう所は、普通みどり税を使わない部分になります。しかし、材木を使うのであれば、補助金を出します、ということはあるかもしれません。そうすると横浜市内で日本国内の林業を維持するため、あるいは林業にまつわってしっかりとした森林は横浜市内にはありません。しかし、森林環境税の説明は、営林維持だということからすると経済的価値のあるような木が生えているような森を言っていて、雑木林の話はしていません。それを日本国内で維持できるようにするために公費を入れて、間伐をやり、伐採をやり、ということだと思います。国産材を買って、そういうことをやってくれるところであれば、その譲与税で来た歳入・収入で補助金を出しますということもありかもしれません。そういう所に使い道を限定する、あるいは森林環境税はそもそもそういう趣旨で始まったものである。国の検討会の一番きれいなところを援護射撃してあげる。
委員		林業のサイクルの最後の消費の所を横浜市が担います、ということできれいなサイクルを作るお手伝いをします、という感じに持っていければ、自治体として優等生になれるのではないのでしょうか。
委員		両方の税目の議論が混在しなくていいと思う。

委員	木材を使った建物については、オリンピックもそうですし、注目を浴びると思いますので、景観にも役立ちますし、街の再設計にも良いと思います。
委員	皆さんがおっしゃっているのも一つのやり方ではあると思いますが、そのやり方をした際、市民の負担を考えた時に譲与税を横浜みどりアップ計画に充当したら一人当たりの負担が減るのではないか、という意見が出た時にどのように反論をするのでしょうか。
座長	答えられませんが、出していただいたアイディアでは、質問しにくくなります。使途だけで争っているわけではありません。森林環境税のあるべき論をして、適正な使途だけに充てます。国が政治的に広げてしまった使途には、無駄遣いには充てたくありません。そもそもの使途に充てるので、木材を買うわけなので、みどり税と被るわけがありません、というのが論理です。
委員	木材のサイクルの中で当てはまるのを本来やってほしいはずなので、模範生になれる良いチャンスだと思います。
座長	大変に良いアイディアだと思います。
税制課長	コアの部分の考え方は、先生方に言っていただいたようにまとめさせていただいた方が論理的に説明しやすいと思います。譲与税を横浜みどりアップ計画に充当したら、みどり税の一人当たりの負担が減らせるのではないかと、というご質問に関しましては、本論と外れた部分にはなりますが、今回のものをロットとして入れたとしても、税の100円単位という地方税法の規定により、森林環境譲与税をみどりアップ計画に入れたとしても31年度から35年度については、税率には影響しません。そこは、我々行政側が市民とか市会の先生に説明をしていかないといけない部分になります。譲与税額の規模で言っても税率は変えられません、ということをご理解いただきたいと思います。正直、満額、平成45年度には4.8億円来ますので、将来的には考える必要はあるかもしれませんが、今回は、最初1.4億円で3か年、次が2億程度を2年ですので、税率を変更するというレベルの財源ではないということをご理解いただきたいと思います。
委員	それは、あると思います。事業計画のズレというのは、十分説得力のある話だと思います。
税制課長	ありがとうございます。
委員	森林環境税譲与税と横浜みどり税の充当先を示した一覧について、資料4を使って作っておいて、2重課税・3重課税の議論になった際の資料にしたらどうでしょうか。資料4の表に森林環境税という欄を設けておいて、全部×と記載をしておきます。事前に公表しなくてもいいですが、説明だけで納得しない方に対して資料を用いて説明すると納得しやすいと思います。
座長	報告書には、入り口から森林環境税と横浜みどり税は違うということを書きましょう。
税制課長	次回、財源構成をお示しいたしますので、本日伺ったご意見を整理して、お示しいたします。
委員	譲与税は、ピークでどれくらいくるのでしょうか。
税制課長	4.8億円です。
委員	老人ホーム2棟くらいの金額です。
税制課企画係長	補助金という形でこの税を使うことは、個人の資産形成に資するというので、少し厳しいと思っています。
委員	公共施設だけでしょうか。
税制課企画係長	今の所は公共施設だけだと思っています。それ以外は充てづらひと思っています。
税制課長	前回、買取には充てられないと話をした考え方と同じです。
委員	地区センターもあるし、公共施設に絞ったとしても需要はあると思います。

税制課長	はい。さっき申し上げましたように建替え需要はたくさんありますし、年間4.8億円しかきませんので。
座長	事務局と環境創造局でお考え下さい。我々は正しい使途しか考えないので、みどり税とは被りません。被ると思っている方がおかしいです。と被っていない一覧を出した上で否定をする。 正しいことやっているのは我々で、違うことをやっているのは、国であると思っています、この考えであれば5年後でも大丈夫です。
委員	どこも否定しないで横浜市の言い分を言えばいいと思います。
委員	幸いなことに市町村はたくさんあるので、国レベルの議論で色々な要素が混じって、まだらになってしまっているのは、それは市町村ごとの事情で必要なところを取ってあげればいいわけで、まだらのものをばらまけという話ではないでしょ、とは言えると思います。全部に同時に使えとは言っていないと思います。最大限譲与税を使える使途はここからここまでとは言ってくると思いますがそれを同時に使いなさいというわけではないと思います。その中に木質化の話は入ってくると思います。国産材を消費させたいわけですから。横浜市はそれを使います、と言っても横浜みどり税とは関係ない話です。ということだけでけりが付けられるのではないのでしょうか。
税制課長	一番初めにこの話が自治体レベルで外に出ていくのは間違いなく横浜市です。
座長	こんなに早く他の自治体は出ません。横浜市だけです。
委員	神奈川県に恩を売ってやろうと思えば、神奈川県の林業振興のために道志川の裏側の山から買います、でもいいです。〇〇川の裏側からは買いますと言えいいのではないのでしょうか。だって、普段キャンプでお世話になっていますから、と言えるのではないのでしょうか。神奈川県としては、それがダメとは言えないのではないのでしょうか。日本全国の林業繁栄の話ですが、庭先の繁栄も大事だと思いますので、神奈川県の林業繁栄を目指しますと言うのは有ではないのでしょうか。
委員	対立方向にはもっていかない方が良いと思います。
委員	だから、県にどうか、というだけです。
税制課長	先生方にまとめていただく方向性で書けば、国の基本的な方向性に近いので齟齬は無いと思います。神奈川県の林政部が進めているのも木材利用なので、県とも反対にはならないと思います。
委員	むしろ喜ぶと思います。必ず買ってくれるわけですから。それは嬉しいと思います。
座長	前回よりかなり先が見えてきましたので安心しました。分かりやすい素晴らしいご意見をありがとうございます。
みどり政策調整担当課長	資料4につきまして、簡単に説明をさせていただきます。 継続するものにつきましては、従前の使途を充てております。それ以外につきましては、既に議論をしていただきましたとおり、柱3の所が新規であったり、一般会計から取り込んだところがございますので、新規の所を、街路樹については、柱3の街路樹の所は、①(2)並木の再生事業が充当、空き樹のとは非充当となっております。ここはご意見をいただきましたので、それを踏まえて検討していきます。他の所で言うと施策2の②(2)地域に根差した緑や花の楽しみづくりが新規で入っております。④(1)都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりの、米印になっておりますが、都心臨海部に加えて、新横浜駅前などの主要な駅前、こども自然公園などの都市公園、里山ガーデンなどに展開しており、いわゆるガーデンシティ事業に充てる部分について拡充しているものについては、先ほど説明させていただきましたが、一般会計からの移行ということで、取扱いの種別として⑤としております。ここにつきましても先ほどご意見をいただきましたの

	<p>で、充当・非充当につきまして再度検討をいたしまして、次回これに対して金額を入れた形でお示しをしてお議論をいただければと思います。</p>
座 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次回これに金額が入ったものが示されるとのことなので、改めてご意見がありましたら、その際をお願いいたします。</p> <p>本日の議題が無事に済みまして、先が見えてきましたので、気持ちが明るくなってきました。会議の回数が実質あと2回ですので、次回は、具体的な数字をお出しいただいた上で、税の仕組みの話・税率の話をご審議いただくことになると思います。</p> <p>事務局にお返しをします。</p>
税 制 課 長	<p>本日は、熱心なご議論をありがとうございました。</p> <p>調査会で議論した内容につきましては、後日、議事録を公開いたします。</p> <p>次回の税制調査会は、7月4日午後5時からを予定しております。</p> <p>それでは、これをもちまして第4期第4回税制調査会を終了いたします。</p>